

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療・評価向上事業		担当部局	社会・援護局障害保健福祉部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室		石川 直子		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅶ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき医療を行う指定入院医療機関が、相互に技術交流を行い医療の向上を図り、法対象者の社会復帰を促進する。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき医療を行う指定入院医療機関が、他の指定入院医療機関の医療従事者を招き、相互に技術交流を行い医療の向上を図る際に必要な事業費を10/10国が補助している。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	/	/	/	18	18	
		補正予算	/	/	/	/	/	
		繰越し等	/	/	/	/	/	
		計	/	/	/	18	18	
	執行額	/	/	/	/	/	/	
	執行率(%)	/	/	/	/	/	/	
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	当該事業は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく指定入院医療機関が相互に技術交流を行い、医療の向上を図り、法対象者の社会復帰の促進を図ることを目的としているため、定量的に成果を評価することは難しいものである。		成果実績		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	/
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		/	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	事業実施施設数		活動実績(当初見込み)	実施施設数	-	-	-	-
					(-)	(-)	(29)	
単位当たりコスト	- (円/)		算出根拠	-				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金	18	18	-				
	計	18	18					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	医療観察法に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の円滑な社会復帰のため、国が医療を提供することとされており、当該事業により当該医療を行う医療機関の医療の向上を図ることを目的としており、優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	医療観察法に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の円滑な社会復帰のため、国が医療を提供することとされており、当該医療の向上を図るため当該事業にかかる経費を国が支援する。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、使途、費目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	—
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	—	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	—
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	—
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	—
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
点検結果	医療観察法に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の円滑な社会復帰のため、国が医療を提供するものであり、当該事業により当該医療を行う医療機関の医療の向上を図ることを目的としており、当該事業にかかる経費を国が支援する。そのため、引き続き適切な予算措置を講じていく。		
予算監視・効率化チームの所見			
本事業は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく、指定入院医療機関に対して専門家が外向き、医療体制等の評価（ピアレビュー）、技術的助言を行うことで医療の水準向上を図るなどのための経費であり、事業目的の妥当性や重要性の観点から優先度が高い事業である。			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
—			
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	—

※平成23年度実績を記入

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					